

# 総合交通対策調査特別委員会 報告資料

令和5年12月13日

報告事項件名	頁
(1) はるかぜ車両購入補助金交付要件の見直しについて . . . . .	2
(2) (仮称) 足立区地域内交通導入サポート制度の概要について . . . . .	4
(3) 有楽町線(地下鉄8号線)の整備促進に向けた取組み状況について . . . . .	10

(都市建設部)

# 総合交通対策調査特別委員会報告資料

令和5年12月13日

件名	はるかぜ車両購入補助金交付要件の見直しについて				
所管部課名	都市建設部交通対策課				
内容	<p>昨今の物価高騰や運転士不足などの社会情勢をふまえ、令和2年12月から実施しているコミュニティバス「はるかぜ」車両購入補助金の交付要件の見直しについて、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 要件見直し概要（別紙1 P3参照）</b></p> <p>(1) 物価高騰による交付上限額の拡大</p> <p>ア 車両本体価格の推移（令和4年度比）</p> <table border="1" data-bbox="475 846 1236 952"> <tr> <td>EVバス</td> <td>ディーゼルエンジンバス</td> </tr> <tr> <td>約16%上昇</td> <td>約9%上昇</td> </tr> </table> <p>イ 交付上限額の拡大 1台当たりの交付上限額を2,000万円から2,500万円に拡大することで、事業者の負担額を最小限に抑えることができる。</p> <p>(2) 営業係数要件の撤廃</p> <p>ア はるかぜ2号（綾瀬・六木線）の直近の営業係数が100未満（黒字路線）となり、今年度は補助対象から外れることとなった。</p> <p>イ 朝日自動車株式会社全体としての収支は極めて厳しい状況となっており、12月にバス運賃の値上げを実施する予定である。</p> <p>ウ 今後もはるかぜを維持していくために、全てのバス事業者に対して支援する必要がある。</p> <p>(3) 減便不可要件の見直し</p> <p>ア バス事業者は人材確保の先行きが見通せない状況下であり、現行の「5年間減便不可」の交付要件が弊害化している。</p> <p>イ 本補助金の目的である「はるかぜの継続的な運行」の主旨を鑑み、「5年間休廃止不可」に見直すものとする。</p> <p><b>2 今後の方針</b></p> <p>上記改正案を踏まえ各バス事業者に改めて意向確認をしたところ、今年度に予定していた台数分を令和6年度に補助申請したいとの回答を得ており、要綱改正等を進めていく。</p>	EVバス	ディーゼルエンジンバス	約16%上昇	約9%上昇
EVバス	ディーゼルエンジンバス				
約16%上昇	約9%上昇				

車両購入補助金交付要件見直しに関する新旧対照表（案）

別紙1

現行（令和2年12月～）		改正案（令和6年4月～）
<p>【交付要件①】 交付額は補助対象経費に4分の3（75%）を乗じた額とし、車両1台あたり2,000万円を上限とする。</p>	変更	<p>【交付要件①】 交付額は補助対象経費に4分の3（75%）を乗じた額とし、車両1台あたり<b>2,500万円</b>を上限とする。</p>
<p>【交付要件②】 営業係数<sup>※1</sup>が100を超えている路線であること。</p>	撤廃	—
<p>【交付要件③】 車両は補助路線（はるかぜ）のみに使用し、塗装等により車体に「はるかぜ」を含む表示を施す。</p>	維持	<p>【交付要件②】 車両は補助路線（はるかぜ）のみに使用<sup>※2</sup>し、塗装等により車体に「はるかぜ」を含む表示を施す。</p>
<p>【交付要件④】 交付を受けた日から起算して5年を経過する日まで、補助路線の便数を減少させないこと（責めに帰さない場合は除く）。</p>	変更	<p>【交付要件③】 交付を受けた日から起算して5年を経過する日までに、補助路線の<b>休廃止を行わない</b>こと（責めに帰さない場合は除く）。</p>
<p>【交付要件⑤】 当補助事業により取得した車両は、取得の日から5年を経過する日まで、交付の目的に反した使用・譲渡・交換・貸付・担保に供してはならない。</p>	維持	<p>【交付要件④】 当補助事業により取得した車両は、取得の日から5年を経過する日まで、交付の目的に反した使用・譲渡・交換・貸付・担保に供してはならない<sup>※3</sup>。</p>

※1 1の路線で100円の収入を得るためにどれだけの支出が必要かを示す数値（100を超えると赤字路線）

※2 大幅な減便をする場合でも、補助を受けた車両ははるかぜ以外の路線で使用できない。

※3 車両を取得をした日から5年以内に売却等をする場合は、その年数に応じた額を区へ返還する。

# 総合交通対策調査特別委員会報告資料

令和5年12月13日

件名	(仮称) 足立区地域内交通導入サポート制度の概要について
所管部課名	都市建設部交通対策課
内容	<p>今年度創設予定の「足立区地域内交通導入サポート制度（以下、本制度という。）」の概要について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 本制度創設の背景</b></p> <p>(1) 近年のバス利用者の減少や、バス運転士不足が深刻化しており、既存公共交通の維持も、非常に困難な状況になりつつある。</p> <p>(2) 上記を踏まえ、令和2年11月「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され、その基本方針に「住民が主体となって公共交通を考え、さらには運営にも関わることが、地域公共交通の持続可能性の確保の観点からも必要」と位置付けられた。</p> <p>(3) 近年は23区内でも、交通課題を認識している住民や団体が主体となって課題解消を目指す取組みを、区がサポートする制度が始まっている。</p> <p><b>2 本制度の概要（別紙 P6～9参照）</b></p> <p>(1) 目的 地域の交通課題を最も把握している住民等が主体となって検討に取組み、さらには運営にも関わることにより、将来に渡り持続可能な移動手段を確保する。</p> <p>(2) 地域内交通の定義 既存公共交通を補完し、限られた地域内を運行する交通手段を「地域内交通」という。</p> <p>(3) 役割について</p> <p>ア 住民・団体 主体的に地域内交通についての検討や運営を行う</p> <p>イ 足立区 検討のための調査、技術的助言、関係者との協議等</p> <p>ウ 交通事業者 安全で快適な運行サービスの提供</p> <p><b>3 新たな交通手段に関する勉強会について</b> 社会実験バス「ブンブン号」が、令和6年3月を以って運行終了と</p>

なるため、まずはその沿線地域にて、本制度の説明も含めた勉強会を開催している。

(1) 開催日時

ア 令和5年12月9日(土)午後2時～午後3時30分  
保塚地域学習センター(第1・第2学習室)

イ 令和5年12月16日(土)午後2時～午後3時30分  
桜花住区センター(第1・第2学習室)

(2) 当日の内容

ア 近年のバス業界における課題等について

イ 公共交通を補完する地域内交通の事例紹介について

ウ 「(仮称)足立区地域内交通導入サポート制度」について

#### 4 常東地区での取組みについて

北千住駅東口に乗り入れをしている、北千住線(北千住駅～南千住駅)が令和6年3月を以って運行終了することに伴い、地域が主体となってデマンド型交通を導入したい意向が、常東地区町会・自治会連合会より示されている。

そのため、他自治体の例を紹介しながら、引き続き意見交換等を実施していく。

#### 5 今後の予定について

今年度中に区内全域を対象としたサポート制度創設に向け、本制度における各役割の明確化や、費用負担等を検討していく。

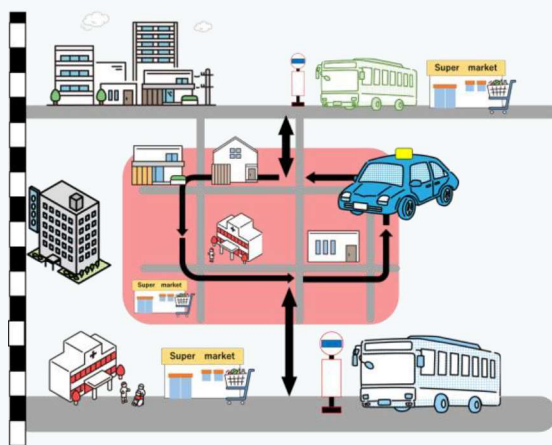
また、令和7年3月に策定予定の地域公共交通計画の中でも、地域の移動手段を支える柱の一つとして位置付けていく。

# 「(仮称)足立区地域内交通導入サポート制度」

本制度は、地域が主体的に地域内交通の在り方を検討し、  
新たな交通手段を導入する場合の取組みを、  
足立区・交通事業者がサポートしていく制度です。

## 地域内交通とは

既存の公共交通を補完し、  
限られた地域内を運行する  
移動手段のことです。



## 検討を進める上でのポイント



1 地域の課題について皆さんで共有しよう



個人での意見ではなく、**地域の皆さんが課題を共有することが重要**です。



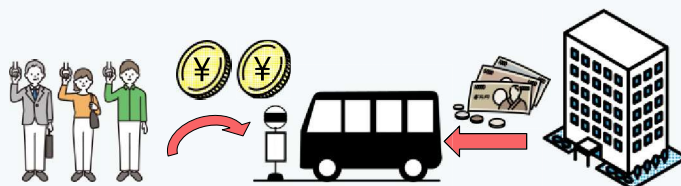
2 既存公共交通を活かしながら検討しよう



昨今、交通事業者も非常に厳しい状況にあります。既存公共交通機関を活かしたり、補完するような交通手段とすることが重要です。



3 コストを意識しよう



多くの交通システムは、**運賃等による収入により運営が支えられています**。また、運賃の他に企業の協賛金を募集したりしながら運営をしている事例もあります。

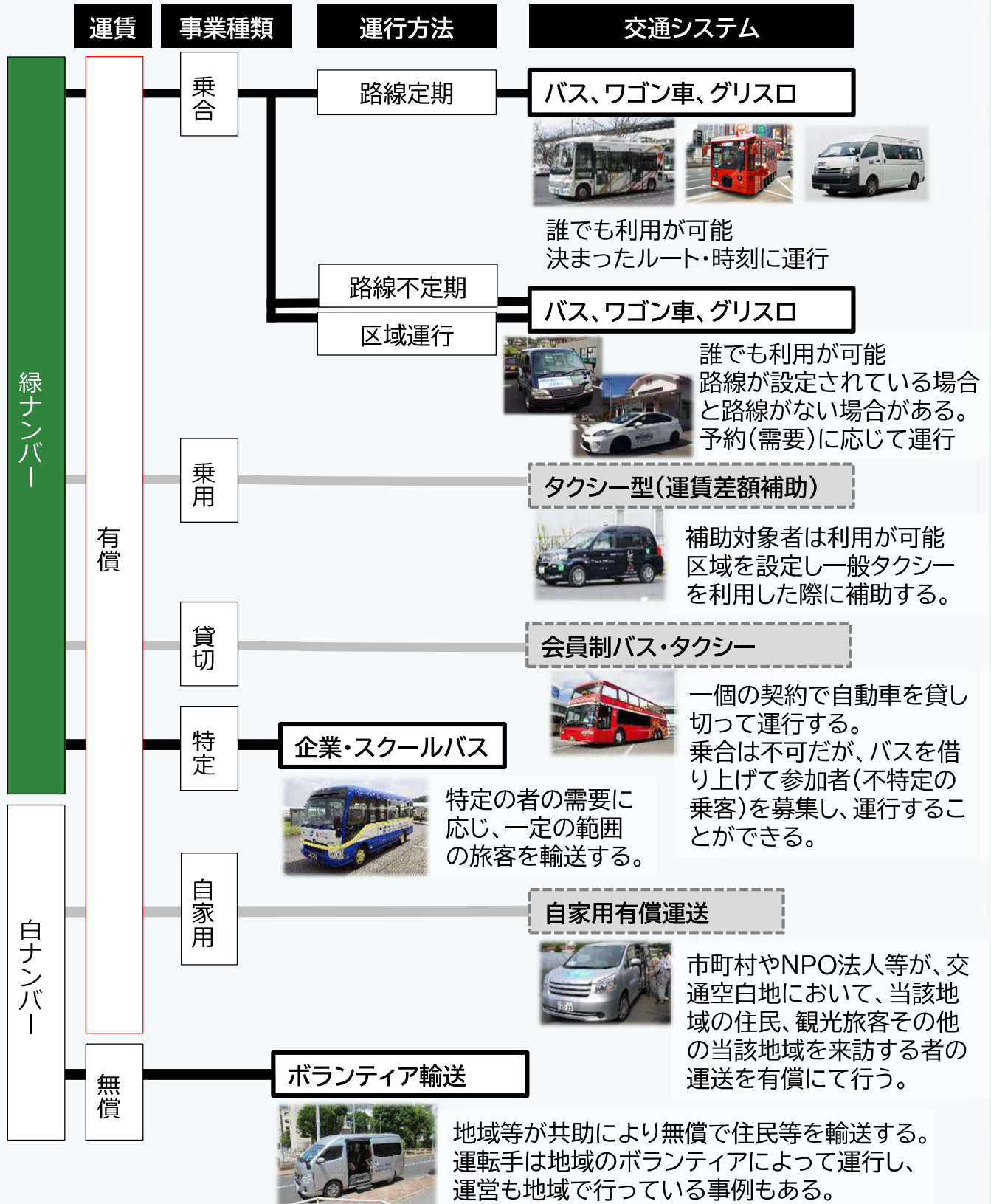
# 多様な交通手段の事例について

交通システムによって、道路運送法上の**事業許可を得る必要があるもの(緑ナンバー)**と**許可を要しないもの(白ナンバー)**があります



## 代表的な交通システム

※本制度での対象は黒実線の交通システムを想定



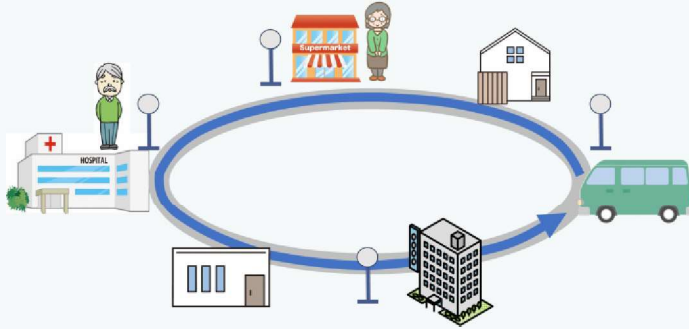
# 運行方法と地域内交通導入の検討について



## 運行方法の種類

### 路線定期

バスのように予約が不要で、決められた経路や時刻を運行する方法



#### 導入地域イメージ

全区間・時間帯に一定の需要がある地域

### 路線不定期

運行経路は定まっているが、予約のあった便や区間のみを運行する方法



#### 導入地域イメージ

運行経路に需要が低い区間や時間帯がある地域

### 区域運行

乗降場を地域内に設定し、時刻を定めずに、予約に応じて指定乗降場を運行する方法



#### 導入地域イメージ

面的サービスが必要で低密度な需要地域



## 地域内交通導入を検討するにあたって

持続可能な交通とすべく、**地域で収支を検討し、適切な交通システムを選択**します。

また、どの交通システムを選択しても、**運転士を確保することが必要になります。**

#### 運行経費

運賃収入

協賛金等

地域内での周知活動や乗って支えることが必要です



# 「(仮称)地域内交通導入サポート制度」活用の流れ

地域内交通導入の取組みは、実際に利用する地域に住む皆さんが主体となって、以下のフローに沿って進めていきます。

●:主体的に検討 ○:サポート

Step	検討内容	主な役割		
		区 民	足立区	交通事業者

概ね5人以上で結成する団体又は企業等

Step1 検討体制の構築	協議会の設立準備	●	○	
	協議会の設立	●	○	

## 日常移動に不便感

地域の課題を地域で解決するために立ち上がろう！



偏った意見ではなく、出来る限り幅広い意見を確認しよう

Step2 地域ニーズの確認 既存公共交通サービスの評価	地域課題や需要の確認	●	○	
	既存公共交通の評価	●	○	○

## 需要等の考慮

既存の公共交通や地域課題について考えよう



Step3 新たな地域内交通の検討	交通システムの選択	●	○	
	運行ルート道路調査	○	●	
	関係機関との調整・協議	○	●	○
	運行収支の検討	●	○	○
	実証運行計画の検討	●	●	●

## 地域内で検討



Step4 実証運行の実施	実証運行開始準備	●	○	○
	利用促進活動	●	○	
	実証運行の実施	●	○	●

## 実証運行開始



## Step5 本格運行

地域で守り育てて、持続可能な交通手段へ

問合先:足立区 都市建設部 交通対策課 交通計画係 TEL:03-3880-5718 FAX:03-3880-5479

総合交通対策調査特別委員会報告資料

令和5年12月13日

件名	有楽町線（地下鉄8号線）の整備促進に向けた取組み状況について
所管部課名	鉄道立体推進室鉄道関連事業課
内容	<p><b>1 「地下鉄8号線建設促進並びに誘致期成同盟会」要望活動について</b></p> <p>「地下鉄8号線建設促進並びに誘致期成同盟会」（以下、「期成同盟会」という。）では、例年、千葉県知事に対し要望活動を実施している。</p> <p>ついては、今年度の千葉県知事要望について、以下のとおり実施したため報告する。</p> <p>(1) 実施日時・場所</p> <p>ア 日時 令和5年11月20日（月） 午前11時30分～</p> <p>イ 場所 千葉県庁</p> <p>(2) 要望先</p> <p>千葉県知事 熊谷俊人</p> <p>(3) 出席者</p> <p>ア 期成同盟会 会員</p> <p>イ 東京直結鉄道建設・誘致促進連絡協議会 会員</p> <p>(4) その他要望活動予定</p> <p>ア 埼玉県知事要望 日程 令和6年2月中</p> <p>イ 茨城県知事要望 日程 令和6年2月中</p>